

事業所ごみの処理方法

～ ペット関連事業者編 ～

千葉市

産業廃棄物指導課
一般廃棄物班

事業所ごみとは？

事業所ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみのことです。

事業所ごみは以下のとおり分類することができます。

1 事業系一般廃棄物

- 生ごみ（食べ残し、調理残さなど） ○ リサイクルできない紙（カーボン紙、写真など）
 - リサイクルできる紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックなど） 他
- ※リサイクルできる紙は清掃工場へ搬入することはできません。分別・再資源化をお願いします。



2 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定める20品目）

- 廃プラスチック類（発泡スチロール、ビニール、ペットボトルなど）
 - 金属くず（ロッカー、刃物類、空き缶など） ○ ガラスくず（ガラス類、空きびんなど） 他
- ※産業廃棄物は清掃工場へ搬入することはできません。

※ペット関連事業（販売・保管・展示・貸出・訓練業等）から排出されるごみについても、上記のとおり分類することができ、適正な処理が義務付けられています。

適正な処理方法は？

次の方法で排出、処理をお願いします。

【事業系一般廃棄物】

＜生ごみ・リサイクルできない紙など＞

方法① 一般廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

問い合わせ先 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 043-204-5805

方法② 市の清掃工場へ直接持ち込む。

搬入先 新港クリーン・エネルギーセンター（美浜区新港226-1） 043-242-3366

北清掃工場（花見川区三角町727-1） 043-258-5300

※ いずれの施設も利用時間は平日の13時～16時です。

土日祝日、休日、年末年始、工場の修繕期間は搬入できません。

＜リサイクルできる紙＞

方法① 一般廃棄物処理業許可業者等に処理を委託する。

問い合わせ先 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 043-204-5805

千葉市再資源化事業協同組合 043-227-7709

方法② 古紙回収庫を利用する。（機密文書、シュレッダー紙を除く）

市内の公共施設に「古紙回収庫」を設置しておりますので、ご利用ください（市内に20か所あります）。

【産業廃棄物】

産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する。

問い合わせ先 一般社団法人 千葉県産業資源循環協会 043-239-9920



千葉県からのお願い!

少量でも事業所ごみを**家庭ごみステーション**に出すことは**不法投棄**となり、**法律で禁止**されています!
また、敷地内等で廃棄物の**野焼き**をすることも**法律で禁止**されています!!

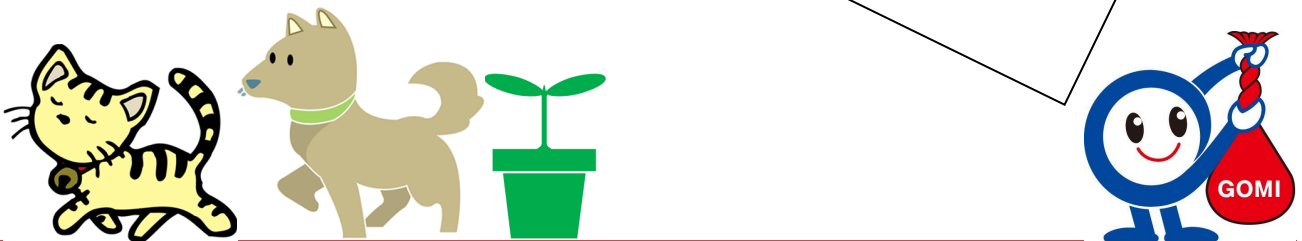


千葉県からのお願い
と注意事項

注意!

ペット等の飼育業に伴う糞尿は産業廃棄物、販売(展示)に伴う糞尿は一般廃棄物です。
廃棄物処理法により、「畜産農業に伴う動物の糞尿」は産業廃棄物とされています。ブリーダーや実験動物の飼育のような飼育業も対象となっていますので、産業廃棄物として適正に処理してください。
一方、ペットショップのように「販売」を目的とする事業は対象となりませんので、事業系一般廃棄物として適正な処理をお願いします。

近年、事業所ごみを家庭ごみの集積所に出して、自治会や近隣住民とトラブルになるケースが増えています。事業所ごみは適正な処理をお願いします。



【問い合わせ先】

千葉県環境局資源循環部産業廃棄物指導課 電話 043-245-5248